

富山県第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る主な数値目標の概要（国の基本指針に当てはめた試算）

計画に定める主な数値目標等 (国基本指針を踏まえ設定)		数値目標等の概要（国の基本指針にあてはめて試算）					
1 令和8年度の成果目標		第6期 計画値	R5 実績見込	国 基本指針	試算値 R8	考え方	
① 福祉施設の入所者の地域生活移行	① 福祉施設の入所者の地域生活移行	71人 (5.4%)	36人 (2.8%)	[6期] 6%以上 [7期] 6%以上	78人 (6.0%)	[第6期] 市町村目標の積み上げ [第7期] R4年度末時点の入所者(1,306人)に対する地域移行者の数	
	② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	36人 (2.7%)	36人 (2.7%)	[6期] 1.6%以上 [7期] 5%以上	65人 (5.0%)	[第6期] 市町村目標の積み上げ [第7期] R4年度末時点の入所者(1,306人)からR8年度末時点の入所者を差し引いた人数	
② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	③ 地域生活支援の充実	/		325.3日以上	325.3日以上	国基本指針のとおり ※平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。	
	④ 福祉施設から一般就労への移行等						障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
	⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	1年以上長期入院患者数(65歳以上)	771人	1,266人 (R4年度時点)	基本指針に示される式により算定された患者数	調整中	国基本指針のとおり ※6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳以上の者の数 ※富山県医療計画における数値目標(R6年度636人)とも整合性を図り試算
	⑥ 相談支援体制の充実・強化等	1年以上長期入院患者数(65歳未満)	552人	646人 (R4年度時点)	基本指針に示される式により算定された患者数	調整中	国基本指針のとおり ※6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳未満の者の数 ※富山県医療計画における数値目標(R6年度446人)とも整合性を図り試算
	⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	入院後3ヶ月時点の退院率	69%以上	61% (H29年度時点)	[6期] 69%以上 [7期] 68.9%以上	68.9%以上	国基本指針のとおり ※ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3ヶ月以内に退院した者の割合
		入院後6ヶ月時点の退院率	86%以上	73% (H29年度時点)	[6期] 86%以上 [7期] 84.5%以上	84.5%以上	国基本指針のとおり ※ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6ヶ月以内に退院した者の割合
	入院後1年時点の退院率	92%以上	80% (H29年度時点)	[6期] 92%以上 [7期] 91%以上	91%以上	国基本指針のとおり ※ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合	

※ 平成30年度の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院後1年以内の地域における平均生活日数

計画に定める主な数値目標等
(国基本指針を踏まえ設定)

数値目標等の概要 (国の基本指針にあてはめて試算)

1 令和8年度の成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	第6期計画値	R5実績見込	国基本指針	試算値R8	考え方	
③地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備	各圏域に1箇所以上	6箇所	7箇所以上	国基本指針のとおり ※地域生活支援拠点等の整備数(各地域自立支援協議会ごとの整備)	
	運営状況の検証及び検討	年1回以上	1回以上	各箇所年1回以上	国基本指針のとおり ※地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	
	⑧強度行動障害者の支援体制の整備		調査中	4箇所以上	国基本指針のとおり ※強度行動障害者に関する状況や支援ニーズを把握し支援体制が整備されている市町村数	
④福祉施設からの一般就労への移行等	一般就労移行者数(年間)	170人 (1.27倍)	125人	[6期] 1.27倍以上 [7期] 1.28倍以上	157人 (1.28倍)	[第6期] R1年度の一般就労移行者(134人)の1.27倍以上 [第7期] R3年度の一般就労移行者(123人)の1.28倍以上
	就労移行支援事業からの移行	70人 (1.23倍)	47人	[6期] 1.30倍以上 [7期] 1.31倍以上	73人 (1.31倍)	[第6期] R1年度就労移行支援事業からの一般就労移行者(57人)の1.23倍以上 [第7期] R3年度就労移行支援事業からの一般就労移行者(56人)の1.31倍以上
	就労継続支援A型からの移行	61人 (1.30倍)	51人	[6期] 1.26倍以上 [7期] 1.29倍以上	66人 (1.29倍)	[第6期] R1年度就労継続支援A型事業からの一般就労移行者(47人)の1.30倍以上 [第7期] R3年度就労継続支援A型事業からの一般就労移行者(51人)の1.29倍以上
	就労継続支援B型からの移行	35人 (1.46倍)	23人	[6期] 1.23倍以上 [7期] 1.28倍以上	15人 (1.28倍)	[第6期] R1年度就労継続支援B型事業からの一般就労移行者(24人)の1.46倍以上 [第7期] R3年度就労継続支援B型事業からの一般就労移行者(12人)の1.28倍以上
	⑨一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所		調査中	5割以上	5割以上	国基本指針のとおり 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合が5割以上
	一般就労移行者数のうち就労定着支援事業を利用する者	7割以上	12人 (R4実績)	[6期] 7割以上 [7期] 1.41倍以上	23人 (1.41倍)	[第6期] 一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 [第7期] R3年度一般就労移行者数のうち就労定着支援事業を利用した数(16人)の1.41倍以上
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所		5割	25%以上	25%以上	[第6期] 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合が7割以上 [第7期] 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合が25%以上

計画に定める主な数値目標等
(国基本指針を踏まえ設定)

数値目標等の概要 (国の基本指針にあてはめて試算)

1 令和8年度の成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	第6期 計画値	R5 実績見込	国 基本指針	試算値 R8	考え方	
⑤ 障害児支援の 提供体制の整備 等	児童発達支援センター設置数	6箇所 (4圏域)	5箇所 (4圏域)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第6期から変更なし	6箇所以上	国基本指針のとおり ※児童発達支援センターの設置箇所数
	障害児のインクルージョンを推進する体制	15市町村	15市町村	全市町村	15市町村	国基本指針のとおり ※障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する市町村箇所数
	難聴児支援のための中核機能を果たす体制	1箇所	1箇所	県に1つ	1箇所	国基本指針のとおり ※県において難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	4圏域 (12箇所以上)	3圏域 (6箇所)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第6期から変更なし	4圏域 すべてに設置	国基本指針のとおり ※重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置箇所数
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	4圏域 (12箇所以上)	3圏域 (11箇所)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第6期から変更なし	4圏域 すべてに設置	国基本指針のとおり ※重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置箇所数
	⑧ 医療的ケア児支援センターの設置		1箇所	県に1つ	1箇所	国基本指針のとおり ※県に医療的ケア児支援センターを設置
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	1箇所	県に1つ	1箇所	国基本指針のとおり ※医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置箇所数
		4箇所 (各圏域)	4箇所 (各圏域)	各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上 ※第6期から変更なし	4圏域	
		15箇所 (各市町村)	15箇所 (各市町村)		15箇所以上	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	16箇所	16箇所	各市町村または各圏域に配置	16箇所	国基本指針のとおり ※医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置箇所数
⑨ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場		1箇所	県に1つ	1箇所	国基本指針のとおり ※障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置箇所数	

計画に定める主な数値目標等
(国基本指針を踏まえ設定)

数値目標等の概要 (国の基本指針にあてはめて試算)

1 令和8年度の成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	第6期計画値	R5実績見込	国基本指針	試算値R8	考え方	
⑥相談支援体制の充実・強化等	⑧基幹相談支援センターの設置	3箇所	各市町村または各圏域に設置	4箇所以上	国基本指針のとおり ※基幹相談支援センターの設置数	
	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	7箇所	5箇所	各市町村または各圏域において体制を確保	7箇所以上	国基本指針のとおり ※基幹相談支援センター等により地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されている圏域数(各地域自立支援協議会ごとの体制確保)
	⑨地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組のために必要な協議会の体制の確保	調整中	調整中	各市町村または各圏域において体制を確保	7箇所以上	国基本指針のとおり ※地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組のために必要な協議会の体制が確保されている圏域数(各地域自立支援協議会ごとの体制確保)
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	サービスの質の向上を図るための体制	15箇所以上	6箇所	県や各市町村において体制を構築	15箇所以上	国基本指針のとおり ※障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制が構築されている市町村数